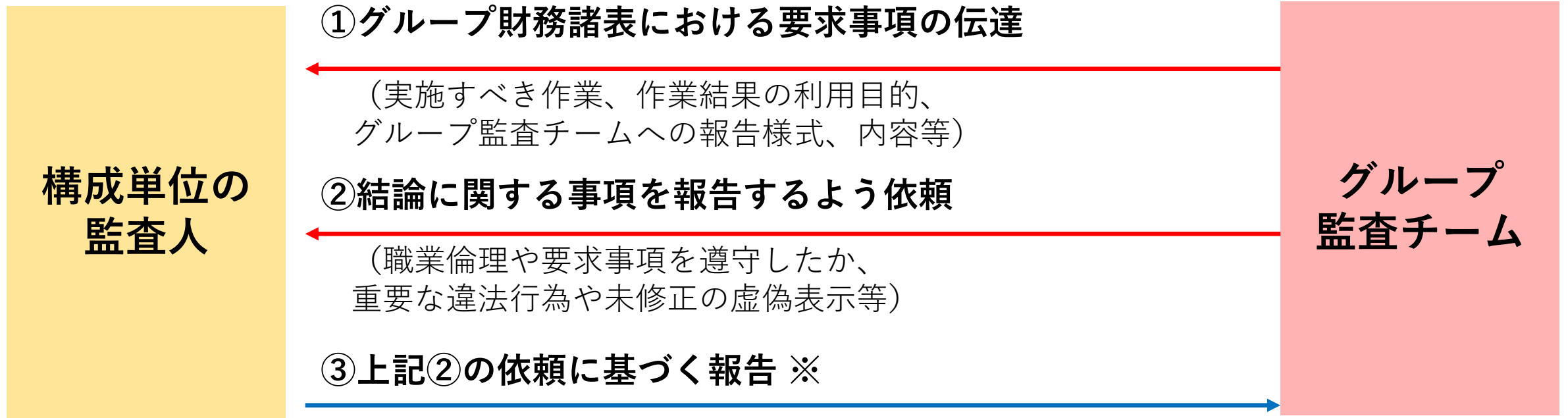




※③の報告事項の評価（十分性・適切性の評価）

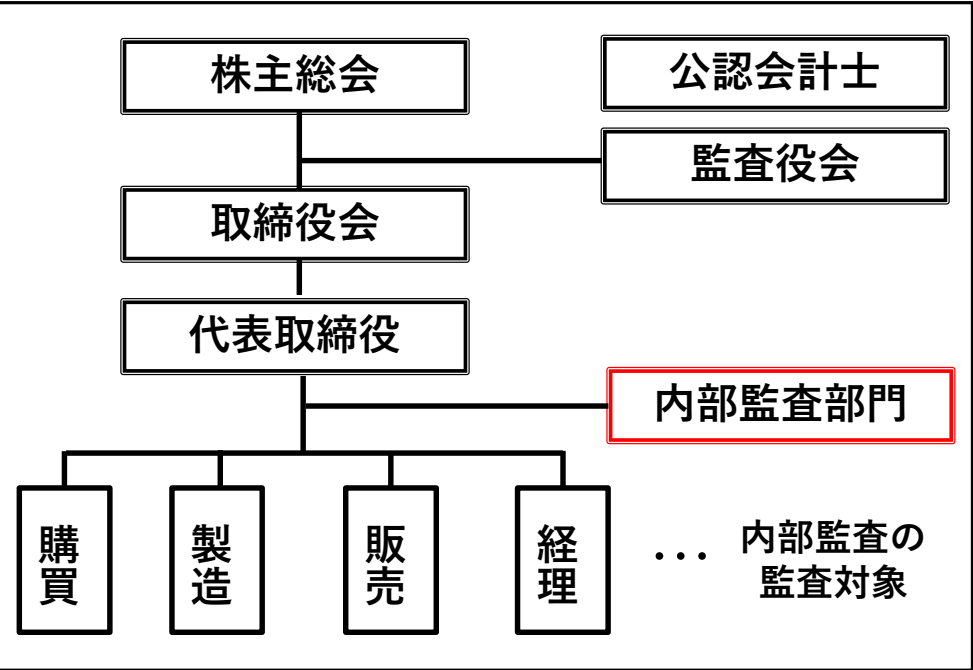
- ・ 適切な場合、構成単位の監査人、構成単位の経営者またはグループ経営者と協議
 - ・ 構成単位の監査人の監査調書等の査閲する必要があるかどうかを決定
- 作業不十分な場合、追加手続、その実施者（構成単位の監査人orグループ監査人）を決定する



主体	目的	保護	優位性
公認会計士	F/S適正性	利害関係者	職業的専門家
内部監査 ※	従業員の業務執行	経営者	業務に精通
監査役	取締役の職務執行	株主・債権者	経営者を監視

【モニタリング】
独立的评价
テキストp.55

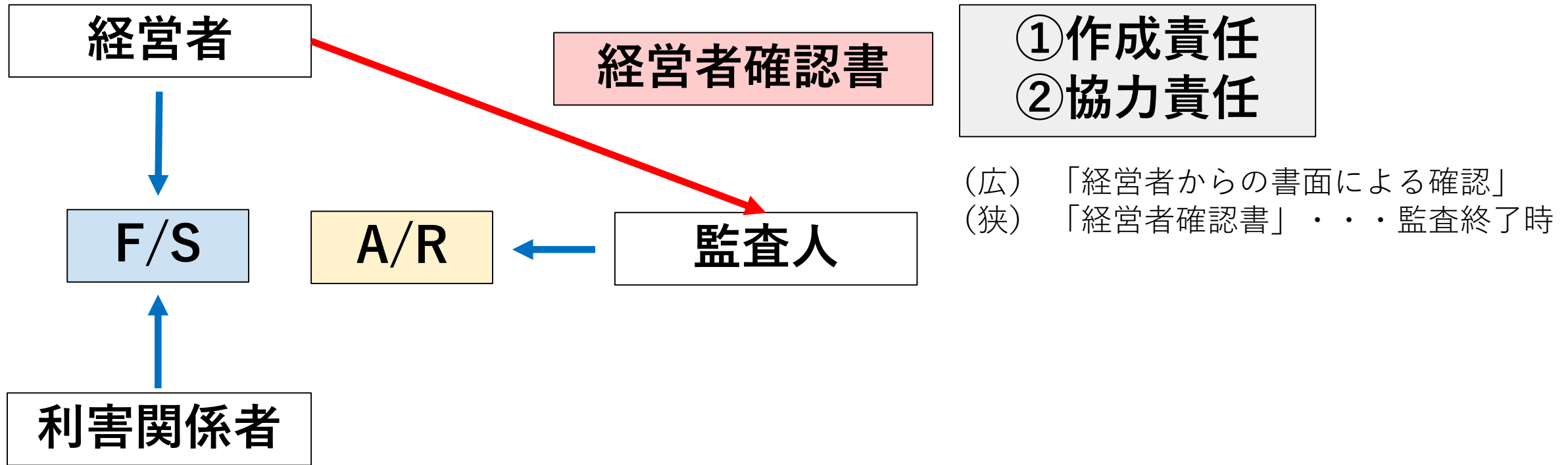
※経営者からの独立性は△だが、監査対象からの独立性は求められる



- 利用上の留意点
- ①監査人の責任は内部監査の利用によって軽減できない
 - ②自らの監査手続を軽減できるが、内部監査の証明力は弱い
- 専門能力及び独立性の面で監査人と同程度の水準は要求されない



テキスト	監基報	キーワード	解説（監査人検討・評価の例）
112 (2)① (2)②	620－8	「適正」「能力」「客観性」	「貸付金の評価の妥当性」に関する監査証拠を入手するため、 その担保不動産の鑑定に関わる不動産鑑定士の <u>適性、能力、客観性（利害関係の質問を含む）</u> を評価する
	620－9	「専門分野の理解」	「貸付金（債権）の評価の妥当性の検証」のため、 担保不動産の価値を算定すべく、 その <u>不動産鑑定士の鑑定結果を利用</u> することが適切と判断したとする
113 (2)③ (3)	620－10	「専門家との合意」	監査人と不動産鑑定士は、「この不動産の鑑定結果をいつまでに提出する」 という業務内容や、監査証拠として利用するという目的、 責任、コミュニケーション方法の他、 守秘義務等について「合意」（適切な場合、書面による）する
	620－ 11～12	「専科の業務の適切性の評価」	専門業務とはいえ不動産鑑定士に「丸投げ」は無責任なので、 少なくとも「重要な仮定」（A35～37）や「基礎データ」（A38～39）等 の鑑定方法の概要の検討を含め、結論の適合性・整合性といった検討を行う。 →現実離れした非合理的な価格で算定結果が出されていないかなどの検討 ※その結果、業務が適切でなければ、追加作業（620－12）や 監査報告への影響の検討が必要（A40）



経営者		監査人	
F/Sに対し	①作成責任	← (二重責任の原則) →	意見表明責任
F/S監査に対し	②協力責任		執行責任

責任を分担しながら相互に協力する関係



テp.119 <経営者確認書の要求事項>

監基報	キーワード	解説
580-8	要請先：「最終的な責任」	CEO（最高経営責任者）やCFO（最高財務責任者）に要請
580-9~11	「経営者の責任」「契約書に記載されたとおり」	契約当初の合意を再確認（「作成責任」「協力責任」の確認）することで、監査の前提を確認し、意見表明の基礎とします。
580-12	「他の監査証拠を裏付け」 「他の事項…確認書を入手」	他の監基報の要求事項 + α の確認事項（必要に応じて）を要請 （580付録1、2-4 = 付録181、186~189）
580-13	「日付」テ140*5	意見表明の基礎 → 監査報告書より後の日付 × （実務上、監査報告書日）
580-14	「監査人を宛先」	経営者が自らの責任を認識して監査人に提出する

テp.120 <経営者確認書の信頼性に疑義がある場合等>

監基報	キーワード	解説
580-15~16	「信頼性に疑義」	無能・不誠実・倫理観欠如が懸念される経営者の場合、 作成責任や協力責任の自覚がない可能性があり、 「 <u>陳述の信頼性</u> 」や「 <u>証拠全体の証明力</u> 」に疑義が生じる
580-17	「 <u>信頼性がない場合</u> 」	「疑義」 → 「信頼性なし」の場合、 意見への影響（範囲制約 → 意見不表明）等の検討
580-18	「要請した事項の確認が得られない場合」	なぜ得られないか「協議」し、仮に「経営者の誠実性」が原因ならば「陳述の信頼性」「証拠全体の証明力」「意見への影響」を判断
580-19	「 <u>深刻な疑義</u> 」、「 <u>経営者の責任</u> 」の確認が得られない	「監査実施の基礎となる経営者の責任（作成責任・協力責任）」に関する確認が得られない場合や、その事項に信頼性がない場合、意見不表明とする



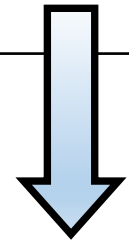
期中監査

取引検証

内部統制評価

期末監査

残高監査 ⇒ 表示チェック

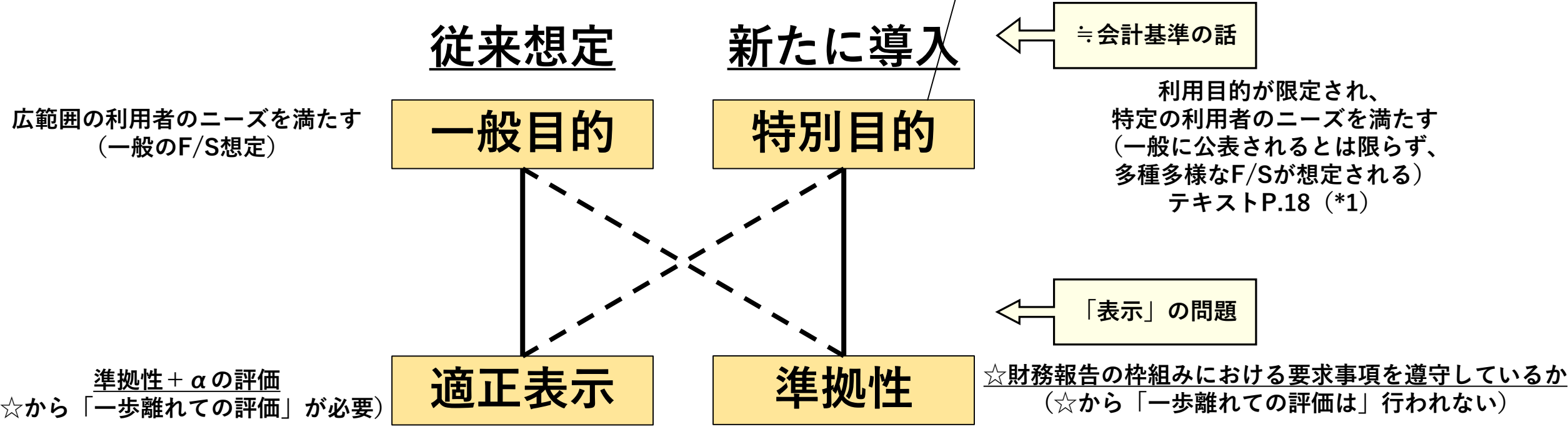


※表示チェック以降の
最終段階

テp.121 <監査業務の最終実施>

①表示及び 開示の妥当性の評価 と分析的手続	・ 表示チェック（表示基準への準拠性；後発事象の網羅性にも注意） ・ 監査の最終段階における分析的手続（520－5）	
②財務諸表に対する 意見の形成	・ 監査証拠不十分・不適切→追加の監査手続 ・ 財務諸表の重要な虚偽の表示→訂正の依頼	⇒重要性判断 cf.p.94～95 重要性の基準値
③審査	意見表明に <u>先立ち</u> 、監査基準への準拠性（意見形成の適切性）を確かめるため、 意見表明に関する <u>審査</u> を受ける	
④監査報告	監査報告書を被監査会社に提出（監査報告に際して経営者確認書の入手）	

テキストp.268
【特別目的】の財務諸表に対する監査上の考慮事項
①会計基準の受入可能性
②A/Rに他の目的に適合しないことがある旨を記載
③配布制限を付すことがある



【適正性】と【準拠性】の“共通点” (テキストp.127)
リスク・アプローチによる監査
意見には合理的な保証を得たとの監査人の判断を含む
会計方針の選択及び適用方法につき実質的判断が求められる

【適正性】と【準拠性】の“相違点” (テキストp.127)
意見表明上、適切に表示しているかの「一步離れての評価」が含まれるかどうか



区分 z	記載事項（キーワード）	解説
監査人の意見 21－25	根拠条文「金融商品取引法193条の2第1項」、「監査証明」、「経理の状況」、 <u>監査対象財務諸表</u> 、適用される財務報告の枠組み、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」、「財政状態」、「経営成績」、「キャッシュ・フローの状況」、「基準に準拠… <u>適正に表示している</u> 」	監査目的を達成する区分。 また、監査対象財務諸表を示すことで、 監査人の意見の及ぶ範囲を示す
意見の根拠 26	「一般に公正妥当と認められる <u>監査の基準に準拠</u> 」、「職業倫理」、「独立」、「 <u>意見表明の基礎</u> となる十分かつ適切な監査証拠」	意見に至った背景を示すことで、意見に対する信頼性を担保
GC 27	「継続企業の前提に関する記載」；「重要な不確実性」がある場合	詳細はテp.175～（監基報570参照）
KAM 28－29	「監査条の主要な検討事項」；監査プロセスに係る情報の記載	詳細はテp.188～（監基報701参照）
追記情報	強調事項とその他の事項（説明事項）とがある	詳細はテp.151～（監基報706参照）
経営者及び 監査役等の責任 30－33	「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠…財務諸表を作成し適正に表示」、そのための「 <u>内部統制を整備及び運用</u> 」、「継続企業の前提…適切であるか…評価」、「必要がある場合…開示する責任」、「監査役…取締役の職務執行を監視」	経営者のF/S作成責任（＋内部統制構築責任）に加えて、 継続企業の前提というF/S作成前提や 監査役の基本的役割にも言及
監査人の責任 34－38	「重要な虚偽表示がない…合理的な保証」、「独立の立場…意見を表明」、「利用者の意思決定に影響…重要性があると判断」 ※「一般に公正妥当と認められる監査の基準…判断…懐疑心を保持」、重要な虚偽表示リスクの識別、評価、対応、「内部統制の有効性…意見表明…ないが、…内部統制を検討」、「会計方針の適用方法…見積りの合理性…評価」、継続企業の前提に係る監査人の役割、表示および注記の検討、連結F/S監査への意見は単独で責任を負う旨、監査役との連携、KAM決定	保証水準と意見表明責任という基本的な役割に加えて、「重要性」の判断について言及する。 ※以降は、別紙にまとめられることもある（700－38(2)）